

発 言 者	議 事
<p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p> <p>事務局 長</p> <p>臨時 議長</p> <p>臨時 議長</p> <p>臨時 議長</p> <p>臨時 議長</p> <p>臨時 議長</p> <p>町 長</p>	<p>[5 月 8 日]</p> <p>皆さんおはようございます。(1 0 : 0 0)</p> <p>事務局長の合浦です。本臨時会は一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。</p> <p>年長の山崎孝議員を御紹介いたします。</p> <p>ただいま紹介されました、山崎です。</p> <p>地方自治法第 1 0 7 条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ただいまの出席議員数は 1 0 名であり、定足数に達しておりますので、令和元年第 2 回厚沢部町議会臨時会を開会します。</p> <p>町長から就任のごあいさつを述べたいとの申し出がありましたので、これを許します。</p> <p>町長</p> <p>令和元年第 2 回厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ごあいさつと、提案理由を申し上げます。</p> <p>このたびの統一地方選挙を終えて、本日、初の厚沢部町議会をここに開会する運びとなりました。平成から令和に元号が変わり、初議会にご出席の議員の皆様におかれましては、町民各位の期待を担い、めでたくご当選の榮に浴されましたことは、誠に喜ばしく心からお祝いを申し上げます。</p>

ます。健康には十分ご留意され、町政推進に格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。私ごとであります。町長選挙におきましては、町民の皆様のご支援により、無投票当選の栄に浴しまし、かつての大先輩であります東崎村長と並ぶ4期目の町政を担うことになりました。誠に身に余る光栄であり、感激ひとしおのものを感じるとともに、責任の重大さを痛感し、これまで築き上げてこられた先人方の歴史に恥じることはないよう、決意を新たにしているところであります。これまで以上に住民の声に耳を傾け、新たな情報や技術を収集し、私を先頭に職員一丸となって全身全霊でまちづくりに邁進してまいりますので、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。厚沢部町の振興発展のため、元気で輝くまちづくりと安定した行政運営を展開しながら、長い間の懸案事項を全て完結しようという強い思いであります。公平で公正な行政運営をぶれずに取り組み、活力あるまちへ誘導することが町長としての責務であると認識しております。4期目の重要課題として、人口減少対策では、10年先の効果が表れるよう企業誘致を進めるとともに、都市部との教育格差を解消すべく、小中一貫教育の導入を目指し、子どもたちの教育環境を整えたいと考えております。また、基幹産業の農業をはじめ、これまでの施策を継承しつつ、さらなる強い産業の育成を推進し、老朽化で更新時期を迎えている上下水道、橋梁、道路などインフラ整備にも取り組み、町民が安心、安全で住み続けたいと思える素敵なまちづくりを目指す所存であります。

次に、本臨時会に提案いたします案件は、監査委員の選任案1件、副町長の選任案1件、専決処分の承認を求める案2件の、計4件であります。

議案第1号の監査委員の選任につきましては、議員のうちから選任する監査委員について、地

方自治法第196条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号の副町長の選任につきましては、所定の任期が満了いたしますので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

承認第1号の厚沢部町税条例の一部を改正する条例、及び承認第2号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法及び同法施行令等の一部改正に伴い、それぞれ条例の一部を改正したものであります。

地方税法、同法施行令が、いずれも平成31年3月29日に公布されたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告するものであります。

以上が本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、副町長、関係課長等に説明にあたらせますので、ご審議の上、ご賛同賜りますよう、宜しくお願いを申し上げます。

臨時議長

暫時休憩をいたします。町長ほか職員には退席をしていただきます。

臨時議長

町長提案案件において、再度入場していただきます。その間、退場願います。(10:07)

臨時議長

休憩前に引き続き会議を開きます。(10:08)

臨時議長

これから本日の会議を開きます。

臨時議長

日程第1 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまの着席の議席とします。

臨時議長

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

臨時議長

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、浜塚久好議員、中

臨時議長	山俊勝議員を指名します。
臨時議長	日程第3 選挙第1号 議長の選挙を行います。
臨時議長	選挙は投票で行います。
臨時議長	議場の出入口を閉鎖します。
臨時議長	ただいまの出席議員数は10名です。
臨時議長	次に立会人を指名します。
臨時議長	会議規則第32条の規定により、立会人に浜塚久好議員、松村松雄議員を指名します。
臨時議長	投票用紙を配ります。
臨時議長	投票用紙の配布のものはありませんか。全員配布されましたか。(ありませんの声あり)
臨時議長	配布もれなしと認めます。
臨時議長	投票箱を点検をします。
臨時議長	異状なしと認めます。
臨時議長	念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点呼に応じて順次投票を願います。改めて言いますが、フルネームでお願いいたします。フルネームです。
臨時議長	点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので順番に投票を願います。
事務局長	皆さん、記載の方はよろしいでしょうか。それでは、臨時議長の許可を得ましたので、申し上げます。先ほども申しましたが、投票は単記無記名になります。議席番号と氏名を朗読しますので、順次、投票をお願いします。それでは点呼いたします。

				2 番浜塚議員、3 番中山議員、4 番松村議員、5 番佐々木議員、6 番上戸議員、7 番高田議員、8 番鈴木議員、9 番山田議員、10 番香川議員、最後に1 番山崎議員。
臨	時	議	長	投票もれはありませんか。(ありませんの声あり)
臨	時	議	長	投票もれなしと認めます。
臨	時	議	長	投票を終わります。
臨	時	議	長	開票を行います。
臨	時	議	長	浜塚久好議員、松村松雄議員、開票の立会いをお願いします。
臨	時	議	長	選挙の結果を報告します。
臨	時	議	長	投票総数10票、有効投票10票、無効0票です。
臨	時	議	長	有効投票のうち、鈴木議員 5票、高田議員 5票。以上のおりであります。
臨	時	議	長	この選挙の法定得票数は3票でありまして、鈴木議員と高田議員の得票数はいずれもこれを超えております。
臨	時	議	長	両人の投票数は同数であります。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。
臨	時	議	長	高田議員及び鈴木議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。
臨	時	議	長	くじは2回引きます。1回目のくじは引く順番を決めるためのものです。2回目の順序によってくじを引き、当選人を決定するものであります。
臨	時	議	長	くじは抽選器で行います。
臨	時	議	長	浜塚議員、松村議員にはくじの立会いをお願いをいたします。

臨時議長	では、高田議員、鈴木議員にくじを引いてもらいます。先に高田議員からお願いします。
臨時議長	くじを引く順序が決定しましたので報告します。まず、はじめに高田議員、次に鈴木議員、以上のとおりです。
臨時議長	ただいまの順序によりまして、当選人を決定するくじを引きます。
臨時議長	それでは、ただ今の順序により当選人を決定するくじを行います。高田議員から始めてください。
臨時議長	鈴木議員お願いします。
臨時議長	くじの結果を報告します。くじの結果、鈴木議員が当選人と決定をしました。
臨時議長	議場の出入口を開きます。
臨時議長	ただいまの議長に当選されました鈴木議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
臨時議長	議長に当選されました鈴木議員から発言を求められておりますので、これを許します。
臨時議長	8番、鈴木議員
鈴木議員	それでは一言、当選の御挨拶を申し上げます。只今、議員各位の推挙により、議長の重責を担うことになりました。誠に光栄の至りに存じます。私は、微力ではございますが、任期8年の経験をもとに、誠意を持って事にあたり、円満な議会運営と明るい豊かなまちづくりのため、執行者とともに一生懸命努力してまいり所存でございます。今後とも、議員各位の一層の御支援と御協力をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

臨時議長	議長	これで臨時議長の職務が全部終了いたしました。皆さん、協力ありがとうございました。
臨時議長	議長	新議長、鈴木議員には議長席にお着きを願います。
臨時議長	議長	それでは、ただいまから議長の職務を行います。
臨時議長	議長	日程第4 会期の決定について議題といたします。
臨時議長	議長	おはかりします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
臨時議長	議長	異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は本日1日間と決定しました。
臨時議長	議長	日程第5 選挙第2号 副議長の選挙を行います。
臨時議長	議長	選挙の方法は投票で行います。
臨時議長	議長	議場の出入口を閉鎖します。
臨時議長	議長	ただいまの出席議員数は10名です。
臨時議長	議長	次に立会人を指名します。
臨時議長	議長	会議規則第32条第2項の規定により、立会人に浜塚久好議員、松村松雄議員を指名します。
臨時議長	議長	投票用紙を配ります。
臨時議長	議長	投票用紙の配布もれはありませんか。（ありませんの声あり）
臨時議長	議長	配布もれなしと認めます。
臨時議長	議長	投票箱を点検します。
臨時議長	議長	異状なしと認めます。
臨時議長	議長	念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、点

議 事 務 局 長	<p>呼に応じて順次投票願います。</p> <p>それでは、点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので順番に投票を願います。</p>
議 事 務 局 長	<p>記載は終わりましたでしょうか。それでは、議長の許可を得ましたので、申し上げます。投票は単記無記名となります。議席番号と氏名を朗読しますので、順次、投票をお願いいたします。それでは点呼いたします。</p> <p>1 番山崎議員、2 番浜塚議員、3 番中山議員、4 番松村議員、5 番佐々木議員、6 番上戸議員、7 番高田議員、9 番山田議員、10 番香川議員、最後に8 番鈴木議長。</p>
議	<p>投票もれはありませんか。（ありませんの声あり）</p>
議	<p>投票もれなしと認めます。</p>
議	<p>投票を終わります。</p>
議	<p>開票を行います。浜塚久好議員、松村松雄議員、両名の開票の立会いをお願いします。</p>
議	<p>選挙の結果を報告します。</p>
議	<p>投票総数10票、有効投票10票、無効投票0票です。</p>
議	<p>有効投票のうち、佐々木宏議員 5票、高田一弥議員 5票。以上のとおりです。</p>
議	<p>この選挙の法定得票数は3票であり、佐々木宏議員と高田一弥議員の得票数はいずれもこれを超えております。</p>
議	<p>両人の投票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。</p>

議	長	佐々木宏議員及び高田一弥議員が議場におられますのでくじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目はくじを引く順番を決めるためのものです。2回目はこのくじの順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。くじは抽選器で行います。
議	長	浜塚久好議員及び松村松雄議員、くじの立会いをお願いします。
議	長	次にくじを引く順序を決めるくじを行います。
議	長	佐々木宏議員、高田一弥議員、前の方にお越してください。
議	長	くじを引く順序を決定しましたので報告をします。はじめに、佐々木宏議員、次に高田一弥議員。以上のおりです。ただ今の順序により、当選人を決定するくじを行います。
議	長	それでは、佐々木宏議員、高田一弥議員、順次くじを引いてください。
議	長	それでは、くじの結果を報告します。くじの結果、佐々木宏議員が当選人と決定しました。
議	長	議場の出入口を開きます。
議	長	ただいま副議長に当選されました佐々木宏議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。
議	長	副議長に当選されました佐々木宏議員の承諾の発言を求めます。
議	長	6番、佐々木宏議員。
佐々木議員		副議長就任のご挨拶をいたします。只今、議員各位の推挙により、副議長の重責を担うことになりました。誠に光栄に存じております。今後、鈴木祥司議長のもとで、議会運営に努力する覚悟でございます。どうぞ、今後とも皆様方の御支援と御協力のほど、お願い申し上げます。何と言いましても、人口が少なくなっている厚沢部町ですけれども、活力と、町民が安心して暮らせ

	<p>るまちづくりに向け、努力していきたいと思います。簡単ではございますが、就任のごあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
議	長 日程第6 議席の指定を行います。
議	長 暫時休憩します。(10:44)
議	長 休憩前に引き続き会議を開きます。(11:01)
議	長 議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長において指定します。
議	長 議員の氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。
事務局	長 それでは、議席番号と氏名を朗読いたします。1番中山俊勝議員、2番山崎孝議員、3番鈴木祥司議員、4番松村松雄議員、5番山田克哉議員、6番香川直樹議員、7番上戸昌行議員、8番浜塚久好議員、9番高田一弥議員、10番佐々木宏議員、以上でございます。
議	長 ただいま朗読したとおり議席を指定します。
議	長 日程第7 選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。
議	長 おはかりします。常任委員会の選任について、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっておりますが、あらかじめ議員の希望を徴しておりますので、正副議長において調整したいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長 異議なしと認めます。
議	長 暫時休憩します。(11:03)
議	長 休憩前に引き続き会議を開きます。(11:31)

議 事 務 局 長	<p>ただいま、正副議長において慎重に調整をいたしましたので、その結果を事務局長に朗読させます。</p> <p>それでは、順次、朗読いたします。</p> <p>総務文教常任委員会委員に中山俊勝委員、高田一弥委員、松村松雄委員、上戸昌行委員、山田克哉委員、以上5名でございます。</p> <p>産業厚生常任委員会委員、浜塚久好委員、山崎孝委員、佐々木宏委員、鈴木祥司委員、香川直樹委員、以上5名でございます。以上です。</p>
議 議	<p>以上のとおり指名したいと思います。（異議なしの声あり）</p> <p>異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。</p>
議	<p>それでは暫時休憩をします。なお、各委員会におかれましては、休憩中に正副委員長の互選をして、議長宛に報告願います。総務文教常任委員会は議員控室で、産業厚生常任委員会は第1会議室で協議をお願いいたします。（11：33）</p>
議	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。（13：00）</p>
議	<p>休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。</p>
議 議 長	<p>総務文教常任委員会委員長に高田一弥委員、副委員長に松村松雄委員。</p> <p>産業厚生常任委員会委員長に浜塚久好委員、副委員長に香川直樹委員。</p> <p>以上のとおり互選されました旨の報告がありました。</p>

議	長	暫時休憩します。(13:02)
副	議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。(13:03)
副	議 長	議長の常任委員辞任について議題といたします。
副	議 長	議長については、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退席を求めます。
副	議 長	産業厚生常任委員に選任されました鈴木議長から、常任委員を辞任したいとの申し出があります。
副	議 長	議長はその責務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一箇の委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、産業厚生常任委員を辞任したいとするものであります。
副	議 長	おはかりします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
副	議 長	異議なしと認めます。したがって、議長の産業厚生常任委員の辞任については許可することに決定しました。
副	議 長	暫時休憩します。(13:05)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(13:06)
議	長	日程第8 選任第2号 議会運営委員会委員の選任を行います。
議	長	おはかりします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によ

議	<p>り、議長が会議にはかって指名することになっておりますが、議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	<p>議長 異議なしと認めます。したがって議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名することに決定しました。</p>
議	<p>議長 暫時休憩します。正副議長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長は議長室にお集まり願います。(13:07)</p>
議	<p>議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(13:08)</p>
議	<p>議長 ただいま、議長、副議長並びに各常任委員会委員長において慎重に調整いたしましたので、その結果を事務局長に朗読させます。</p>
事務局	<p>局長 それでは朗読いたします。</p> <p>議会運営委員会委員といたしまして、中山俊勝委員、浜塚久好委員、上戸昌行委員、香川直樹委員、以上4名でございます。</p>
議	<p>議長 以上のおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)</p>
議	<p>議長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。</p>
議	<p>議長 暫時休憩します。なお、議会運営委員会委員におかれましては、休憩中に正副委員長の互選をして、議長宛に報告を願います。(13:09)</p>
議	<p>議長 休憩前に引き続き会議を開きます。(13:15)</p>

議	長	休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。
議	長	委員長に中山俊勝委員、副委員長に浜塚久好委員と決定しました。
議	長	日程第9 選挙第3号 檜山広域行政組合議会議員の選挙を行います。
議	長	おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。
議	長	おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。
議	長	檜山広域行政組合議会議員に山田克哉議員及び香川直樹議員の2名を指名します。
議	長	おはかりします。ただいま議長が指名した山田克哉議員及び香川直樹議員を、檜山広域行政組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって山田克哉議員、香川直樹議員が檜山広域行政組合議会議員に当選されました。
議	長	ただいま檜山広域行政組合議会議員に当選されました山田克哉議員、香川直樹議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
議	長	日程第10 選挙第4号 南部桧山衛生処理組合議会議員の選挙を行います。
議	長	おはかりします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推

議	長	選にしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選によることに決定しました。
議	長	おはかりします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決定しました。
議	長	南部松山衛生処理組合議会議員に上戸昌行議員を指名します。
議	長	おはかりします。ただいま議長が指名しました上戸昌行議員を、南部松山衛生処理組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、上戸昌行議員が当選されました。
議	長	ただいま南部松山衛生処理組合議会議員に当選されました上戸昌行議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。
議	長	日程第11 発議第1号 厚沢部町議会広報編集特別委員会の設置について、議題といたします。
議	長	おはかりします。松村松雄議員外1名から提出された厚沢部町議会広報編集特別委員会の設置について、質疑、討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって発議第1号 厚沢部町議会広報編集特別委員会の設置について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第12 選任第3号 厚沢部町議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

議	長	おはかりします。厚沢部町議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が会議にはかって指名することになっております。議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、議長、副議長並びに各常任委員会委員長において協議のうえ指名することに決定しました。
議	長	暫時休憩します。(13:20)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(13:24)
議	長	ただいま、議長、副議長並びに各常任委員会委員長において慎重に調整をいたしましたので、その結果を事務局長に朗読させます。
事	務	局長
		それでは、朗読いたします。 厚沢部町議会広報編集特別委員会委員といたしまして、松村松雄委員、上戸昌行委員、山田克哉委員、香川直樹委員、以上4名であります。
議	長	以上のおおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。
議	長	暫時休憩します。なお厚沢部町議会広報編集特別委員会におかれましては、休憩中に正副委員長の互選をして、議長宛に報告願います。(13:25)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。(13:28)

議	長	休憩中に厚沢部町議会広報編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。
議	長	委員長に松村松雄委員、副委員長に上戸昌行委員と決定しました。
議	長	暫時休憩します。（１３：２９）
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。（１３：３８）
議	長	日程第１３ 議案第１号 監査委員の選任について、議題とします。
議	長	山崎孝議員につきましては、地方自治法第１１７条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。
議	長	それでは、提案理由の説明を町長に求めます。
議	長	町長
町	長	議案第１号 監査委員の選任について。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	おはかりします。本件につきましては人事案件でありますので討論を省略し、ただちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、ただちに採決いたします。議案１号 監査委員の選任については原案のとおり、厚沢部町字鶉４６８番地 山崎孝氏 昭和２２年１１月１８日生まれ ７１歳を監査委員に選任することに賛成する方の起立を求めます。
議	長	起立全員であります。したがって議案第１号 監査委員の選任について、原案どおり可決され

議	長	ました。
議	長	日程第14 議案第2号 副町長の選任について、議題といたします。
議	長	副町長の退席をお願いいたします。
議	長	それでは、議案の説明を町長に求めます。
町	長	町長
議	長	議案第2号の副町長の選任についてであります。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結いたします。
議	長	議案第2号 討論を省略して、これから採決を行います。
議	長	採決の方法は、会議規則第83条の規定により、無記名投票で行います。
議	長	これから、議案第2号 副町長の選任について、採決を行います。
議	長	採決の方法は、無記名投票で行います。
議	長	議場の出入口を閉鎖します。
議	長	只今の出席議員数は議長を除いて9名であります。
議	長	次に立会人を指名します。
議	長	会議規則第32条第2項の規定により、立会人に高田一弥議員、浜塚久好議員を指名します。
議	長	投票用紙を配ります。
議	長	本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。なお、白票は「反対」とみなします。

議	長	投票用紙の配布もれはありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	配布もれなしと認めます。
議	長	投票箱を点検します。
議	長	異状なしと認めます。
議	長	只今から投票を行います。
議	長	念のため申し上げます。投票は無記名投票です。
議	長	本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。白票は「反対」とみなします。
議	長	点呼に応じて、順次、投票を願います。
議	長	点呼を命じます。事務局長が議席番号と氏名を呼びますので、順次、投票を願います。
事	務	局長
	長	記載の方は終了しましたでしょうか。それでは、議長の許可を得ましたので、申し上げます。投票は無記名投票になります。議席番号と氏名を朗読しますので、順次投票をお願いいたします。それでは、点呼いたします。1番中山議員、2番山崎議員、4番松村議員、5番山田議員、6番香川議員、7番上戸議員、8番浜塚議員、9番高田議員、10佐々木議員。
議	長	投票もれはありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	投票もれなしと認めます。
議	長	投票を終わります。
議	長	開票を行います。
議	長	高田一弥議員、浜塚久好議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

議	長	投票の結果を報告します。
議	長	投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数と符合いたしております。
議	長	そのうち、有効投票 9 票、無効投票 0 票。
議	長	有効投票のうち、賛成投票 9 票、反対投票 0 票です。
議	長	以上のとおり全員賛成です。したがって議案第 2 号 副町長の選任については原案のとおり、厚沢部町新町 2 3 4 番地 1 4 松橋道雄氏 昭和 3 1 年 2 月 1 0 日生まれ 6 3 歳を選任することについて原案どおり可決されました。
議	長	議場の出入口を開きます。
議	長	日程第 1 5 承認第 1 号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	税務財政課主幹
税務財政課主幹		それでは、承認第 1 号の厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについての説明をいたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結いたします。
議	長	承認第 1 号 討論を省略して原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第 1 号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決

議	長	処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第16 承認第2号 厚沢部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題といたします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
保健福祉課長	長	保健福祉課長
議	長	承認第2号の厚沢部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結いたします。
議	長	承認第2号 討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第2号 厚沢部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第17 閉会中の継続調査の申し出について、議題といたします。
議	長	議会運営委員長及び厚沢部町議会広報編集特別委員長から委員会の調査案件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
議	長	各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）

議	長	異議なしと認めます。したがって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
議	長	日程第18 諸般の報告、日程第19 一般行政報告については、別紙印刷して差し上げておりますので朗読及び説明を省略します。
議	長	本臨時会の会議に付された案件の審議すべて終了しました。これで本日の会議を閉じます。
議	長	令和元年第2回厚沢部町議会臨時会、閉会します。御苦労様でした。(14:26)

上記の会議録は、厚沢部町議会事務局長 合浦博昭、総務係 吉田友耶の2名によって記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するためにここに署名する。

議 長
署 名 議 員
署 名 議 員